

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔令和5年2月21日〕
閣 議 決 定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号。以下「日インドネシアE P A」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号。以下「日フィリピンE P A」という。）及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成24年外務省告示第164号。以下「日ベトナム交換公文」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下それぞれ「インドネシア人看護師・介護福祉士候補者」、「フィリピン人看護師・介護福祉士候補者」及び「ベトナム人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成23年3月11日の閣議決定において、平成20年度又は平成21年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第1陣（各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）及び第2陣並びに平成21年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第1陣については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成25年2月26日の閣議決定において、平成22年度又は平成23年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣並びに平成22年度、平成23年度又は平成24年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第2陣、第3陣及び第4陣については、6か月間の訪日前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

さらに、政府は、平成27年2月24日の閣議決定において、平成24年度又は平成25年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第5陣及び第6陣並びに平成25年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第5陣については、就労開

始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び6か月間の訪日前日本語研修を受講しているものの、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

加えて、政府は、平成29年2月3日の閣議決定において、平成26年度又は平成27年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第6陣及び第7陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第1陣及び第2陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

加えて、政府は、平成31年2月22日の閣議決定において、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間

の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

以上に加えて、政府は、令和3年2月19日の閣議決定において、平成30年度又は令和元年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第11陣及び第12陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第10陣及び第11陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第5陣及び第6陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長の要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

こうした経緯並びに令和4年6月7日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び同月14日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」を踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されるとの考えの下、日インドネシアEPA、日フィリピンEPA又は日ベトナム交換公文（以下「協定又は交換公文」という。）による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣については、新型コロナウイルス感染症の影響で入国が遅れたため、国家試験を

受験する機会を担保する観点から、6か月間の追加的な滞在期間延長を認めることとし、また、下記3. に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在期間（令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣については、本決定による6か月延長後の滞在期間）中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、令和2年度又は令和3年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣及び第14陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第12陣及び第13陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣については、協定又は交換公文に基づく滞在期間（令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣については、本決定による6か月延長後の滞在期間）を超えて1年間の追加的な滞在期間延長を認め、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象となる候補者

- (1) 令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣を6か月間の追加的な滞在期間延長の対象となる候補者とする。
- (2) 令和2年度又は令和3年度に入国したインドネシア人看護師・

介護福祉士候補者第13陣（下記3.により6か月間の追加的な滞在期間延長が認められた者をいう。）及び第14陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第12陣及び第13陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣を1年間の追加的な滞在期間延長の対象となる候補者とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

上記2.（1）に定める候補者については、所要の手續及び審査を経て、6か月間の追加的な滞在期間延長を認めることができるものとする。ただし、6か月間の追加的な滞在期間延長中における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

また、上記2.（2）に定める候補者のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、1年間の追加的な滞在期間延長を認めることができるものとする。

ア 1年間の追加的な滞在期間中における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から1年間の追加的な滞在期間中の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、1年間の追加的な滞在期間中の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作

成されていること。

エ 受入機関により、1年間の追加的な滞在期間中の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 令和5年度（令和2年度に入国したベトナム人看護師候補者第7陣については令和4年度、令和2年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者第13陣並びに令和3年度に入国したフィリピン人介護福祉士候補者第12陣、ベトナム人介護福祉士候補者第8陣、インドネシア人介護福祉士候補者第14陣及びフィリピン人介護福祉士候補者第13陣については令和6年度）の国家試験の得点が一定の水準以上であること。

なお、具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。